

千葉県恩給並びに他の都道府県の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）」の通知に基づき、押印について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

押印欄がある全様式について、押印を廃止する。

3 施行期日

令和3年10月1日